

# 《 資 料 編 》

資料 1	神戸市市民福祉調査委員会・ワーキンググループ 報告書（平成 27 年 7 月）	P. 1
資料 2	市民福祉に関する行動・意識調査の結果	P. 15
資料 3	市民意見募集の結果	P. 27
資料 4	策定までの審議・取組み経過	P. 28
資料 5	神戸市市民福祉調査委員会委員名簿	P. 31
資料 6	用語解説	P. 34

## 1. はじめに

神戸市では、昭和 52 年に「神戸市民の福祉をまもる条例」（以下「市民福祉条例」という。）を制定し、以降 10 次にわたり市民福祉総合計画を策定し、時代にあった市民福祉施策を総合的・体系的に推進することによって、市民の多様化する福祉ニーズに応えてきた。

この間、人口減少や少子超高齢化社会の進行、ライフスタイルや経済情勢の変化など、新たな社会への転換期に入っており、介護保険制度や、障がい者、生活困窮者、子ども子育てなど、分野ごとの制度の改正や新たな仕組みの創設も行われてきた。そうした中で、地域の住民が抱える課題は、複合化・多様化しており、制度の狭間で不安を抱える市民のニーズが高まっていることも事実である。

神戸市市民福祉調査委員会・ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）は、このような社会の仕組みが変革する中で策定を予定している、次期市民福祉総合計画（平成 28 年度～平成 32 年度）において、市民福祉条例が定める市民福祉の理念を改めて振り返り、新たな仕組みを確立するため、現在の市民福祉をめぐる課題を点検及び検証することを目的として、平成 27 年 3 月設置された。

ワーキンググループでは、平成 27 年 3 月～7 月までの間に、計 7 回にわたり議論を行った。そこで出された課題やその要因並びに解決の方向性について、報告を行うものである。

## 2. ワーキンググループの取組み方針及び次期計画の検討のプロセス

(1) 神戸市では、人間の尊厳を守り、個性を大切に、互いに助け合い、いきいきとすこやかな暮らしが実感できるまちづくりが官民一体となって進められてきた。

本ワーキンググループでは、次期市民福祉総合計画の検討にあたり、現行の計画を検証する一方、複合化・多様化する今日的な課題を克服し、市民が真に幸せになるための計画づくりを志向し、市民福祉条例の原点や今日的意義を再認識することから議論を始めた。

(2) そして、介護保険、障がい者、生活困窮者、子育てなど分野ごとの新制度などの動きが激しい中、総合的なデッサンが見えにくいため、まずは各委員に制度の共通理解を持ってもらうことを趣旨とし、当局側の関係各課から各制度の説明を行った。その中で、現在の市民福祉を取り巻く主な潮流の変化などを確認した。

(関係各課の説明)

- ・子ども子育て支援事業計画
- ・ふれあいのまちづくり事業
- ・介護保険事業計画
- ・生活困窮者自立支援法
- ・コミュニティ施策の方向性に関する提言
- ・障害福祉施策
- ・社会福祉法人制度の見直し

(3) 並行して、各委員より地域福祉活動や福祉学術活動を踏まえた専門的見地から、市民福祉に対する課題や提案のプレゼンテーションを行った。

(委員からの提案例)

- ・地域で支えるセーフティネットのまちづくり
- ・セーフティネットを支える市民意識の醸成
- ・市民福祉の担い手としての育成策
- ・子育て世代など様々な世代の地域との関わり方
- ・持続可能な仕事づくり
- ・リスクの未然防止策

(4) 各委員からの計画の意義・考え方についての意見を集約し、次期計画の策定にあたっては「市民福祉を取り巻く潮流の変化」と前述の市民福祉条例を始めとした「神戸の強み」を踏まえることとし、それを推進するための市民・事業者・行政等の役割も再確認することとした。

(5) 今回のワーキンググループ及び平成 26 年度市民福祉調査委員会小委員会の各委員の意見を課題・提案を整理表としてまとめ（P.10～12 参照）、今回のワーキングにおいては次期計画の方向性までを提示することとした。

## ■ 市民福祉を取巻く潮流の主な変化

### （制度改正等による変化）

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| ○新しい生活困窮者支援制度の創設     | ○子ども子育て支援新制度    |
| ・生活困窮者の自立と尊厳の確保      | ・仕事と子育ての両立支援    |
| ・地域における共助の基盤づくり      | ・地域の子育て支援の充実    |
| ・貧困の連鎖（子どもの貧困）解消     | ○障害福祉関連の制度改正    |
| ○介護保険の制度改正           | ・権利擁護           |
| ・地域包括ケアシステムの構築       | ・地域移行に関する支援     |
| ・介護予防・生活支援を推進する地域づくり | ○社会福祉法人制度の改革    |
|                      | ・社会福祉法人の地域貢献の責務 |

## ■ 神戸市の抱える課題と施策の方向性

### （人口問題等の課題）

- |  |                         |
|--|-------------------------|
| ○予想される人口減少による都市としての持続可能性や活力の低下                     | ○世帯収入が低い                |
| ・総人口は 2010 年を 100 とすると 2060 年で 71.39 生産年齢人口は 55.43 | ・勤労者世帯の実収入（政令市最下位）      |
| ○人口減少をもたらす複数の要因が存在                                 | ○女性の労働力率が低い             |
| ・女性の生涯未婚率が高い（12.8%）                                | ○25～29 歳（就職世代）の転出超過が大きい |
| ・合計特殊出生率が低い（1.29）                                  | ・近隣自治体に対して転出超過          |
| ・高齢化率が高い（23.1%）                                    | ○市の投資余力の低下              |
| ・死亡率が高い（0.98%）                                     | ・税収は横ばいながら、扶助費が増加傾向     |

### （施策の方向性）

- |  |                     |
|--|---------------------|
| ○神戸 2020 ビジョン（試案）  | ○コミュニティ施策の方向性に関する提言 |
| ・テーマ設定の視点：「若者に選ばれるまち」                                    | ・コミュニティ行政の縦割りの弊害の解消 |
| ・具体的方策：「若い世代の結婚・出産・子育て・教育の希望が実現できる環境づくり」、「安心な暮らしを守る」etc. | ・施策の体系化と再構築         |

### 3. 次期市民福祉総合計画の方向性

#### 地域福祉政策の確立 ～ローカルガバナンスを目指して～

終身雇用制に代表される企業福祉の衰退と不安定就労からなる社会的格差の拡大、そして家族の縮小化・単身化、それらと少子高齢化、人口減少による社会構造の急激な変化により、これまで家族、地域、会社が担ってきた制度の狭間の受け皿としての機能が弱まり、さまざまな福祉課題・生活課題が拡大してきている。

そのような中、いわゆる児童、高齢、障害などの分野ごとの福祉政策は、その問題解決の取り組みをより一層地域に委ねる動きが加速している。とりわけ、この度の介護保険制度の改正に代表されるように、より身近な福祉課題・生活課題をインフォーマルな住民の支え合いで解決する仕組みが制度化されるなど、地域福祉の制度化が進んでいる。安定的、継続的な仕組みを目指すうえで、制度化を図ることは一定評価できるものである。しかし、そもそも“地域福祉”の考えに立ち戻るのであれば、その制度の運用のみならず、自主・自発的意思を持った市民が制度の意思決定にいかに関与し、行動していけるかというローカルガバナンスの具体化が問われる。

これまで、市民福祉総合計画の理念としてきた市民福祉条例では、福祉は行政のみが提供するものではなく、市民・事業者・行政が相互に主体となり、かつ、一体となって取り組むべきものであるという「市民福祉」を基本理念として定めている。市民はサービスを受ける単なる受益者ではなく、自ら能動的に関与・活動し、また、あたりまえの権利が当然に守られることで、人々が安心して暮らせる地域づくりが行われるという趣旨である。より神戸市の実情に即して考えるのであれば、市民・事業者・行政の三者に加え、仕事や学業等で深く神戸市にかかわるいわゆる昼間人口といわれる人たちが、この市民福祉条例の理念に即して、主体として関与するかどうかという視点も必要であろう。同時に、これまでのインフォーマルな地域福祉の実践に限らず、地域福祉の制度化が進む流れの中では市場部門の中心である事業者の役割への期待も大きいといえるだろう。

次期市民福祉総合計画（地域福祉計画を兼ねる）では、各種福祉政策を横断し、かつ狭間に生じる問題にも対応していくために、改めて条例の本旨を踏まえつつ、誰もが社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包摂的な地域福祉政策の確立と充実を目指す。そのためには、市民・事業者・行政の三者に加え、昼間人口も含めたローカルガバナンスを具現化していくことが必要である。

以下では、ローカルガバナンスを目指す地域福祉政策の実現に向けての具体的な方策を示す。

## 〈地域福祉基盤の醸成〉

社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度・枠組みを超えた支援の必要性が高まっている。社会福祉の各制度において地域志向の流れがある中、地域の課題に地域全体で取り組むことが求められつつある。全ての市民が、住み慣れた地域の中で、安心して安全な生活を送り続けるため、地域福祉基盤の醸成が求められている。

地域福祉は、制度による安定的な福祉サービスの供給と、市民の能動的な参画の両方が伴って初めて充実するが、これらが効果的に結びつくために必要となるものが地域福祉のプラットフォームである。また、今日的な地域福祉を考える上で、「しごと」は市民が安定した生活を送るための最も重要な要素のひとつであると考えられる。

これらのことから、本ワーキンググループでは以下の4つの方策を提言したい。

### ①フォーマルサービスの安定的供給

市民が安心して暮らせるためには、フォーマルサービス（公的福祉サービス）が安定的に確保される必要がある。制度的に位置づけられたこれらのサービスが適切に提供されるよう、サービスの量と質の確保、サービス供給体制の拡充、市民へのサービス情報提供の多元化などが求められる。

まずは市民の諸権利の保障を自治体が担うことから、市民の参画や官民協働のガバナンスなどの次のステップにつながることであろう。次のような機能を果たす中核にフォーマルサービスがある。

- 課題（困りごと）をできるだけ早く見つける、または予防する
- 適切な支援につなぎ、解決に結びつける
- 新たな課題の解決策をつくる

これらの機能遂行のためには、人材や財源なども含めた安定的な供給体制づくりに努めなければならない。

### ②市民の能動的参画の促進

様々な市民が、フォーマル・インフォーマルを問わず能動的に参画し、いろいろな主体と互いに関わり合いを持つなかで、身近なイノベーションが生まれ、地域の課題解決につながることであろう。

地域住民組織で活動する人、ボランティアや草の根的な活動を行う市民、NPOや社会福祉事業者及び一般事業者、さらには市内で仕事や学業に関わる人など、多くの主体の参画を促進することで誰をも排除しない地域づくりが望まれる。

そして、複合化・多様化した地域課題に対しては、この幅広い市民の民主的な参画と行動のもと、多様な取組みの展開が期待される。

### ③プラットフォームの必要性

現在、福祉制度上設置が求められつつある協議の場として、介護保険や社会福祉法の改正に伴って要請される「協議体」や「地域協議会」がある。これらは、住民、専門機関・団体、社会福祉法人や事業者などが参画し、多様な福祉ニーズにきめ細かく対応していくことを目的に制度化されたものである。このように、既存の制度・枠組みでは対応できない人々のニーズに添えていくためには、制度横断的に地域における福祉ニーズを把握し、フォーマル・インフォーマルの両サービスの有機的な連携によって解決策を探る「地域福祉のプラットフォーム」が不可欠になってくる。

福祉ニーズの把握にとどまらず、話し合いを通してその解決までを図る仕組みを検討するためには、まずは区域で行政・事業者・市民がプラットフォームを構築することが目指される。

ここで期待を寄せるのは、区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）である。区社協は社会福祉法人格を有し、区内の福祉事業者、活動者等が集まって構成される協議体組織であり、とりわけ福祉ニーズの把握、解決という点ではこれまで以上に区社協に期待したい。そのためには、区社会福祉協議会のガバナンスの充実に加え、市社会福祉協議会の調整力の発揮も求められるであろう。

さらに、「地域福祉のプラットフォーム」が地域福祉力向上の源泉となるよう、市及び区行政においても、実情に応じた支援策を不断に考えていかなければならない。

小学校区をはじめとして、より身近な地域においても、ニーズの把握とその解決を図る仕組みが同様に構築されることで、市民参画とガバナンスの実現がより身近かなものとなるろう。

### ④「しごと」と生活の安定

「しごと」は、市民一人ひとりが安定した生活を送るために欠かせないものであり、地域社会において役割を果たしながら社会的なつながりを保ち、自分らしい生き方を実現していくうえでも重要である。

就労に際して一定の配慮が必要な人や、直ちに就労を目指すことが困難な人、子育てによって就労に制約がある人等も含めて、地域で生きがいをもって活躍するためには、地元企業や社会福祉法人、NPO等が、連携して地域と向き合い「しごと」を創生（仕事の「地産地消」）することが望まれる。

行政は、そのような人々が、地域の中で開かれた拠点としての役割がより一層求められる社会福祉施設や、暮らしに密接な関わりのある商店街や近隣センターなどの身近な場所に「しごと」を確保できるよう、総合性・補完性の観点から部局を越えた支援策を講じていかなければならない。

「しごと」の創生によって、資源と人とお金がコミュニティの中で循環し、その地域社会の持続性が生まれ、活性化していく。また、制度の狭間への対応となるような福祉サービスを地域で創生することは、地域福祉基盤の醸成により寄与することであろう。

#### 4. 終わりに

今後は、ここで述べてきた方向性の具体化も含め、教育・住まい・医療・情報といった視点からも市民福祉に必要な施策について検討を加え、次期市民福祉総合計画を策定していくことを望むものである。

(参考) ワーキンググループにおける主な論点

ワーキングの審議の中では、神戸市の関係各課による制度の説明や各委員のプレゼンテーションに対して様々な意見が交わされたが、ワーキングの終盤に至って、①市民福祉条例の趣旨である市民や行政の役割の確認や権利擁護の重要性、②制度変更等の流れを踏まえた地域福祉基盤の醸成、の2点に絞って結論を出した。

①市民福祉の基本理念と今日的意義

委員の主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>○市民は、サービスを受ける受益者の役割にととまらず、市民福祉を実現する一つの主体である。</li><li>○市民福祉条例の理念として、市民、事業者、行政のそれぞれが主体であり、市民自治の上に地域福祉を築く必要がある。</li><li>○ソーシャルワークの国際定義などでは、人権擁護など大切にすべきところや、社会開発の視点が重要視されている。その人権をどのように守っていくかで、市民福祉の理念の実効性が見えてくる。</li><li>○人権や自己実現をベースに考えると雇用機会の保障が大前提となる。どんな状況にあっても最後まで自己実現できるような多様な受け皿を地域で持つことが地域福祉ではなかろうか。</li></ul>

②地域福祉基盤の醸成

委員の主な意見
<p><u>地域福祉基盤の醸成</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○地域が力をつけていくことで初めて市民福祉も進められることになるため、地域福祉の基盤となるべきものを底上げしていくことが必要である。</li><li>○新しい時代、潮流の中での体制、設計をどのように整備するのか、押さえる必要がある。</li><li>○市民福祉条例の本旨を実現する各主体がどのように地域福祉の基盤を築いていけるのかを全面に出す必要がある。</li></ul> <p><u>①フォーマルサービスの安定的供給</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○地域の福祉力は、発見・相談機能が充実し、課題が関係機関のネットワークで共有され、新しい支え合いの仕組みづくりが展開されていくことで向上していく。</li><li>○サービス供給の議論だけになってはいけないが、行政の責任として、圏域ごとの仕組みがあり、それをどう改善していくかという視点は必要である。</li></ul> <p><u>②市民の能動的参画の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○市・事業者・市民が、もっと互いに参画し、協働していくことをどう促進していくかが大事である。</li><li>○市民活動は非常に多様化しており、地域の中での取組みが成功しているケースも非常に増えている。</li><li>○幅広い主体の参画を進めながら、誰をも排除しない地域を目指す。</li></ul> <p><u>③プラットフォームの必要性</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○行政や事業所、NPO、地縁組織などがお互いにつながるような場が必要であり、区社協がプラットフォーム的なつなぎ役にならなければならない。</li><li>○行政が地域福祉基盤を支えていく際に、役所の組織の再編は不可欠である。新しい潮流の中での齟齬、縦割りの克服ができないという状況下でも協働しうる関係づくりが区役所からも必要になってくる。本庁と区役所と区社協の関係性や、協働の在り方について議論が必要である。</li><li>○社協は社会福祉法人の協議会、介護保険の協議体など、協議をする場であり、住民が参画したネットワークづくりをしていく。既存のものをうまく形を変えて仕組みを作っていく</li></ul>

必要がある。

#### ④「しごと」と生活の安定

- 市民福祉条例の中でも労働という項目があがっているが、雇用が不安定になっていることが、子どもの教育や生活環境の格差につながっている。雇用環境の安定なしに基盤整備はありえない。
- 社会福祉法人の役割として、障がい者の雇用をしようという事業者も増えており、労働や雇用、教育も基盤の構成要素の一つととらえるべき。
- 福祉を考えるとときに、この 50 年間の産業構造の変化に伴う雇用のあり方も注視する必要がある。
- 地域生活と仕事が分離してしまった今日だが、今一度両者が生活圏域に共存するという事態をも想定してみてもどうか。
- コミュニティビジネスなどにより、仕事自体も地域の中でかかわりを持てるような仕事の地産地消といった仕組みをつくるべきではないか。
- 地元の資源を活用して担い手でなかった人が地域の課題の担い手になる循環の仕組みを作れないか。

審議における市民福祉に関する課題と提案の整理

	課 題	提 案
活動圏域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての問題について、小学校区を単位にすることには問題がある。</li> <li>・小学校区よりも小さな範囲で対応するのが適当なケースもある。</li> <li>・反対に中学校区以上でなければ対応できない専門性の高い問題もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校区以下のエリア設定をするならば、空き店舗等を活用し、もう少し市民に近いところに窓口をつくってはどうか。</li> <li>○中学校区以上ならば、意思決定の仕組みや政策反映のスキームの整理が必要。</li> </ul>
ふれまち協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれまち協が制度疲労している。</li> <li>・ふれまち協の位置付けやガバナンスがどのようにされているのか仕組みの見える化が必要。</li> <li>・ふれまち協の情報が少ない。ホームページのないふれまち協も多く、インターネットで検索しても出てこない。</li> <li>・ふれまち協ですべての福祉ニーズを把握するのは難しい。</li> <li>・区の行政、区社協とふれまちはどんな関係性にあるのかの位置づける必要がある。</li> <li>・ふれまち協は当事者としてのやりがいも高く大事にしなくてはいけないが、地域の問題・高齢化の問題が有りこのままではだめ。</li> <li>・他地域とのふれまち協同士が交流する、ふれまち協とNPO・ボランティア団体が交流するなど大きな交流の中で地域課題を見ていかないといけない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふれまち協が、最低限これをする、あるいはできるといった、位置づけ的なものが必要である。</li> <li>○既存の地域活動をインターネットも積極的に活用し見える化（活動、運営、収支）する必要がある。</li> <li>○課題解決をふれまち協だけに任せるのは、機能の問題、地域の問題、男性参加の問題を鑑みても無理があり、機能や役割を限定する必要がある。</li> <li>○ふれまち協は、次の世代に引き継いでいくために、NPO などいろいろな団体や個人など新しい人材を入れる仕組みが必要。</li> <li>○ふれまち協が属する地域の状況に合わせたサポートが必要である。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動への人材の供給や地域活動の充実化には、中間支援の機能によるコーディネートが必要。</li> <li>・地域が課題に対応していくためには、専門機関・専門職、団体の役割分担・連携による地域への支援が必要。</li> <li>・地域福祉ネットワーク（CSW）への期待は大きいですが、各区1人では限界があり、この配置でよいのかどうか考える必要がある。</li> <li>・社協職員はネットワーク的な役割を全員が担うことが必要。財源的な保証と、スキルをどう担保するか、また権限についても議論していかないといけない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティワークにより地域と長年つながりを持ち、中間支援を行っている社協が、コーディネート機能を果たすことができる。</li> <li>○地域を支援する専門機関・専門職、団体をつないでいく機能や、自立した地域をつくっていくためのコミュニティコンサルタント機能を社協が果たしていく必要がある。</li> <li>○社会福祉法人の地域貢献や、介護保険の新たな総合事業においても、社協が基盤になる住民同士の支え合いを進め、支えられないところは、専門的な視点でNPOなどの活動をつないでいく役割を果たしていく必要がある。</li> <li>○地域の中にわずかながらネットワーク的な存在の人がおり、そのような協力者をどんどん広げていく必要がある。</li> <li>○区社協のネットワークに情報が集まる仕組みとして、地域だけでなく、協同組合、企業などからも集まる仕組みを広げていくことも必要。</li> <li>○市民レベルの「ネットワーク」育成も必要。</li> </ul>

	課 題	提 案
社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人に対してスキームの提案を行うとともに、立ち上げ支援だけでなく継続していくための財源的な支援等を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉法人の社会貢献をうまくつなぎ合わせられることができれば基盤づくりになる。</li> <li>○介護保険制度の改定において協議体が注目されていて、うまくリンクできれば、介護保険制度の地域支援事業の担い手づくりということだけではなくて、地域住民の力を引き出す一つの核になる。</li> </ul>
市民(子育て世代)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親が地域住民と一緒に学校への関わりをするのは小学校ぐらいまでで、中学、高校ぐらいになると地域から離れてしまう。</li> <li>・子育て世代がやっている地域のサッカークラブのコーチや、保護者会活動などにプラスして、福祉活動もやれと、子育ても介護もと、要求していくというのは厳しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育てを始めた時に、多くの人が地域デビューをするので、そこを逃さずに、地域センターに行くような機会をつくれれば良い。</li> <li>○地域福祉センターがオープンになって、子育ての世代が自分たちの活動を通じてちょっとずつ地域に入り、余裕が出たら将来的には何か福祉的なこともできたらいい。</li> </ul>
市民(若者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者は自分への投資はするが地域活動に入ってほしいという拒否反応がある。</li> <li>・地域を一つのマーケットとして、どうやって若者をマーケットに取り込むかという工夫が行政にも求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○若者側の視点で自己への投資のチャンスということを出すことでニーズが生まれるのではないかな。</li> <li>○若者は、自分を高めるための投資には結構お金を使う。楽しく自分を高められるというフィールドに、地域をうまく結びつけていく施策が大事で、デザインの見せ方を変えるだけで若者は興味を持つ。</li> <li>○「つながり」を求める若者が増えており若者が地元で仕事を得ること自体が地域活動と関連があるといったところも評価しながら地域活動を考えていく必要がある。</li> </ul>
市民(高齢者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で活動している人の中には、元気な高齢者も多いが、なかなか活動が長続きせずやめていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の高齢者はエネルギーが余っているが、これをどんな形で介護力にするのか、経済的なインセンティブも含め、そのあたりの知恵が必要。</li> <li>○地域の課題解決に繋げ、年金プラスアルファの収入を得ることができるようなコーディネーターと地域の課題を通じたまちづくりを総合的に考えていけるような人材の育成が必要。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く人たち自身の課題(不登校の子どもを抱えているなど)が顕在化してきている現場でどう対応していくのか課題になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社協が「地域」という既存の枠を超えて、企業の人事部局とか地域見守りに参加しているいろいろな組織へのプログラム提供とか人材派遣とかという形で出ていくことが、セーフティネットを支える市民意識の醸成の下支えになるのではないかな。</li> <li>○人材の育成をしていくことによって、地域と組織とか企業とか事業者がもっとつながる。</li> </ul>

	課 題	提 案
NPO	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動も非常に多様化しており、地域の中で取り組みをしているケースが非常に増えているが、それを包括的に把握できていない。</li> <li>・法人格を持ったNPO法人への支援や実態把握はある程度されているが、法人格を持たない市民活動いわゆるボランティア団体とか、草の根的に活動しているようなところは、実態が把握できていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境や福祉、子育てといったテーマ型で活動している人が、そこに新しい風を入れてくれる人になっているという実感がある。地域団体のみならず、NPOなどの市民活動団体に携わる人を育てていくことが大切ではないか。</li> <li>○一番数が多いはずの草の根的な任意団体の市民活動団体こそ育てていかないといけない。</li> </ul>
コミュニティビジネス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「コミュニティビジネス」でビジネスということの支援の仕方をしようとするからなかなか地域では無理がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○すべてを自分たちで稼いでいくとかではなく寄付や参加料を少しもらうという発想の転換が必要。</li> <li>○地元の資源を活用して、担い手でなかった人が地域の課題の担い手になり、循環の仕組みを都市から農村までを抱えた神戸で作れないか考えたい。</li> </ul>
参画と協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民を個別に育成すると同時に、市・事業者・市民が、もっと互いに協働していくことをどう促進していくかということが大事。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民意識向上のための施策の再確認及び見直し。育成した市民とうまく連動・連携できないか。</li> <li>○行政や事業所、NPO、地縁組織などがお互いにつながるような場が、インターフェースとして必要。区役所や区社協が交流の場のようなプラットフォーム的なつなぎ役にならないといけない。</li> </ul>

ワーキンググループ審議経過

回	開催年月日	議論テーマ等
第1回	H27.3.25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキンググループの設置趣旨</li> <li>・計画策定に向けた検討（新たな視点・課題などの庁内整理）</li> </ul>
第2回	H27.4.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民福祉関連施策の説明①（子ども・子育て支援事業計画、ふれあいのまちづくり事業）</li> <li>・計画策定に向けた委員からの提案等①</li> </ul>
第3回	H27.5.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民福祉関連施策の説明②（介護保険事業計画、生活困窮者自立支援法）</li> <li>・計画策定に向けた委員からの提案等②</li> <li>・コミュニティ施策の方向性に関する提言について</li> </ul>
第4回	H27.6.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民福祉関連施策の説明③（障害福祉施策）</li> <li>・計画策定に向けた委員からの提案等③</li> </ul>
第5回	H27.6.29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人制度の見直しについて</li> <li>・次期市民福祉総合計画の策定に向けた骨子案の検討</li> </ul>
第6回	H27.7.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキンググループ報告書（案）</li> </ul>
第7回	H27.7.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキンググループ報告書（案）</li> </ul>
⇒	H27.8以降	市民福祉調査委員会へ報告

神戸市市民福祉調査委員会・ワーキンググループ委員名簿

氏 名	役 職 名
柏 木 登 起	特定非営利活動法人シミズシーズ 代表理事
西 垣 千 春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
橋 川 健 祐	関西学院大学人間福祉学部 助手
○ 松 原 一 郎	関西大学社会学部 教授
森 貞 拓 郎	神戸市社会福祉協議会 福祉部地域福祉課長
山 添 令 子	生活協同組合コープこうべ 常務理事
吉 岡 洋 子	頌栄短期大学保育科 准教授

(敬称略・五十音順／○座長)

## 資料2 市民福祉に関する行動・意識調査の結果

### 1. 調査の目的

次期市民福祉総合計画の策定にあたり、「市民福祉」に関する市民の行動や意識を把握し、今後の福祉施策検討する際の基礎資料とするために実施しました。

### 2. 対象者

神戸市内在住の20歳以上の市民5千人（単純無作為抽出。在住外国人を含む）

### 3. 調査方法

郵送による発送・回収のアンケート方式（無記名）

### 4. 調査期間

平成27年2月16日～3月5日

### 5. 回収数（回収率）

2,023件（40.5%）

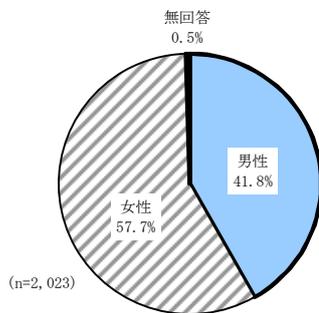
### 6. 調査項目（主なもの）

番号	質問項目
1～7	性別、年齢、職業、居住区、家族構成、経済状況、時間的ゆとりの状況（回答者属性）
8	日常生活上の不安
9	地域における福祉の問題
10	地域活動（ボランティア活動）への参加状況
11	地域活動を活発にするために必要なこと
12	地域福祉を充実させる上での市民と行政との関係についての考え方
13	地域で福祉活動を行っているNPO法人に期待すること
14	現在の福祉の相談窓口に対する考え方
15	福祉に関する相談先
16	福祉の情報の入手方法
17	地域での役割として、保健福祉サービス事業者へ期待すること
18	災害時における要援護者支援の手続きに関する周知度
19	災害時における家族情報の提供先
20	災害時の役割に対する考え方
21	福祉避難所の周知度
22	在宅療養への不安

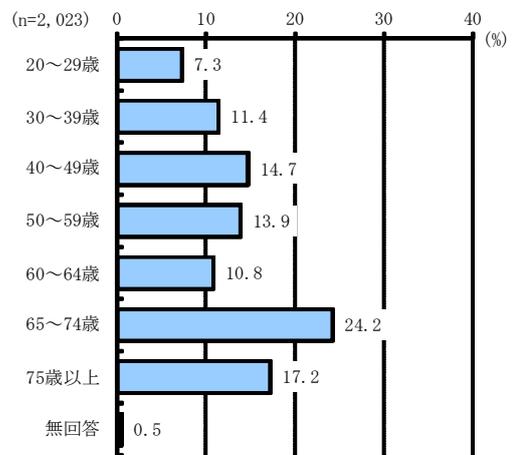
<調査の結果> (図表中のnは設問に対する回答者数)

1. 回答者の属性

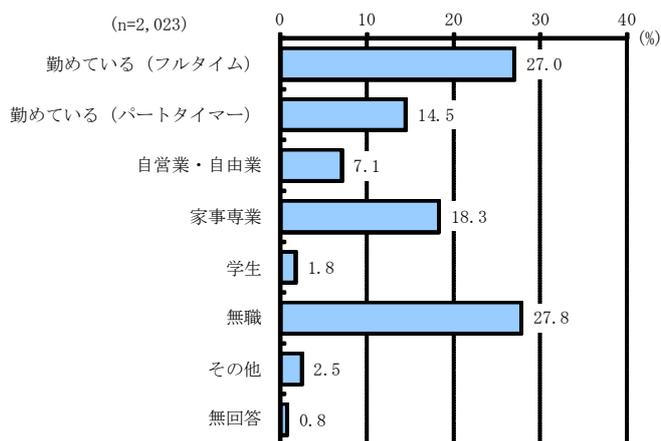
(1) 【問1】性別



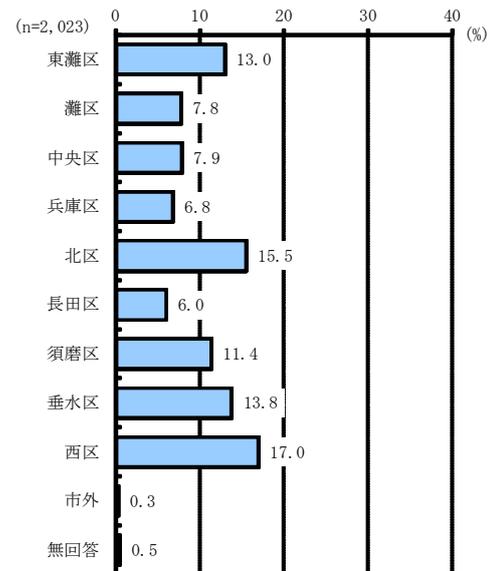
(2) 【問2】年齢



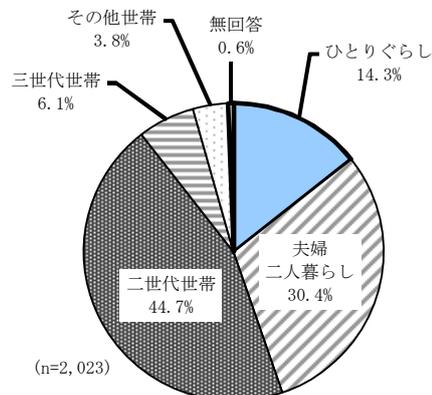
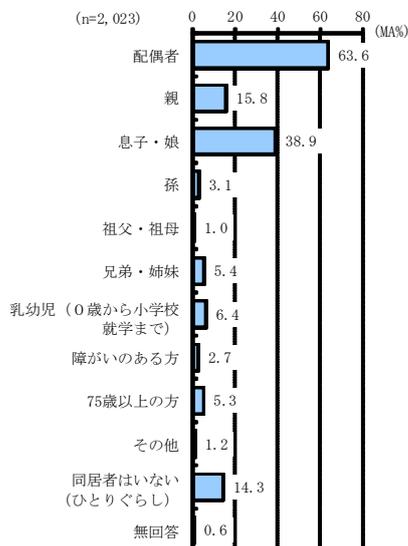
(3) 【問3】職業



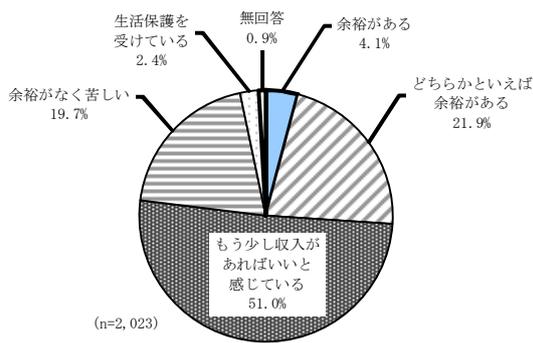
(4) 【問4】居住区



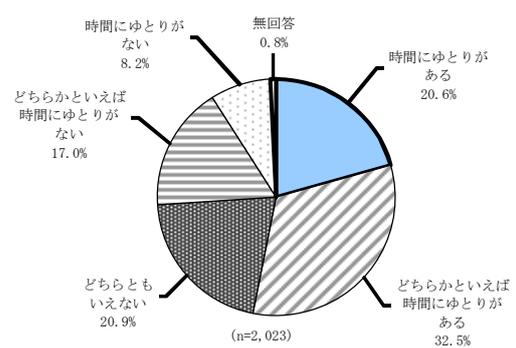
(5) 【問5】家族構成



(6) 【問6】 経済状況

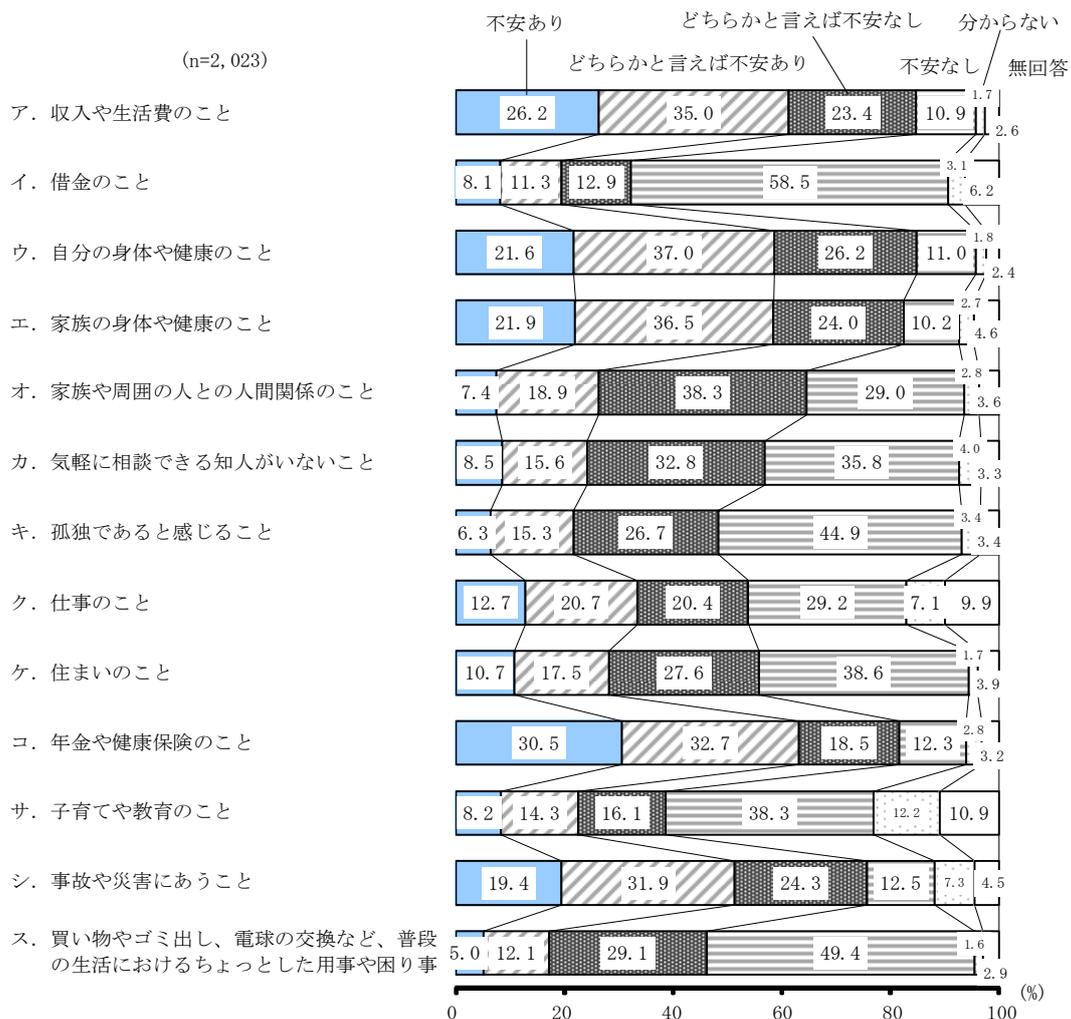


(7) 【問7】 時間的なゆとりの状況



2. 日常生活上の不安について

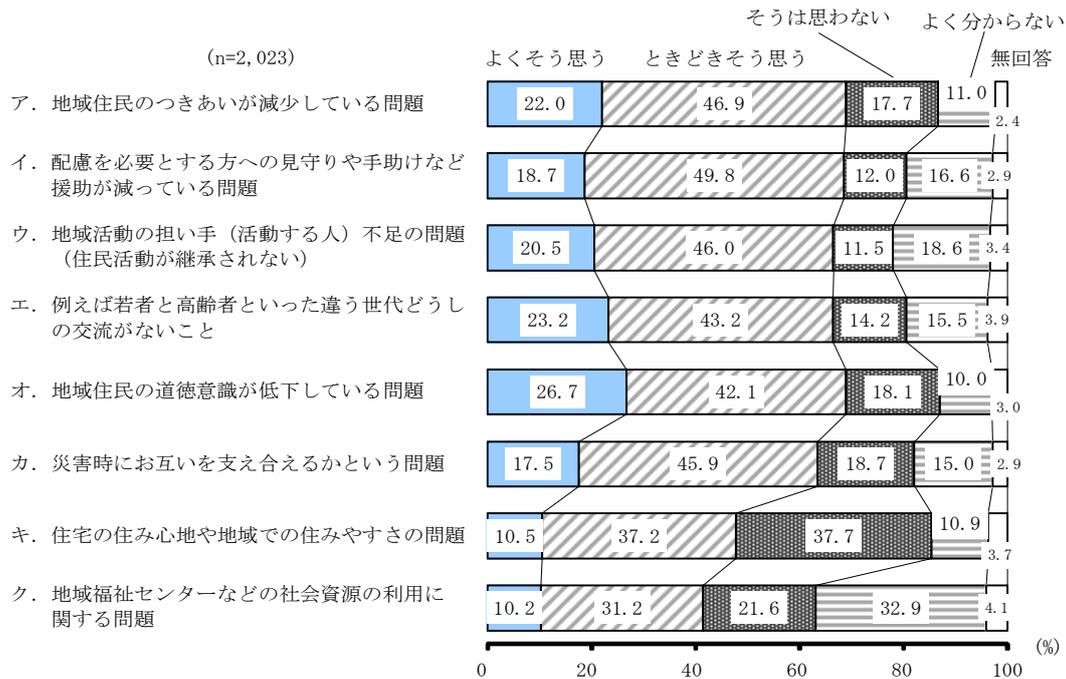
【問8】 日常生活上の不安についての質問では、「不安あり」と「どちらかと言えば不安あり」を合わせた『不安がある』割合では、“コ. 年金や健康保険のこと”が63.2%で最も高く、次いで“ア. 収入や生活費のこと”が61.2%、“ウ. 自分の身体や健康のこと”が58.6%、“エ. 家族の身体や健康のこと”が58.4%、“シ. 事故や災害にあうこと”が51.3%となっており、それぞれ過半数を占めて高くなっています。



### 3. 地域とのかかわりや地域での活動について

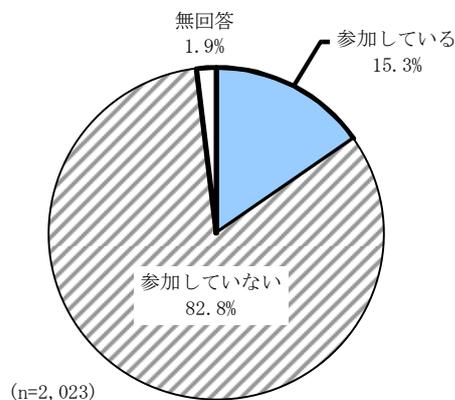
#### (1) 【問9】地域における福祉の問題

地域における福祉の問題についての質問では、「よくそう思う」と「ときどきそう思う」を合わせた『そう思う』割合では、“ア. 地域住民のつきあいが減少している問題”や“イ. 配慮を必要とする方への見守りや手助けなど援助が減っている問題”、“オ. 地域住民の道德意識が低下している問題”がそれぞれ68%台、“ウ. 地域活動の担い手（活動する人）不足の問題（住民活動が継承されない）”と“エ. 例えば若者と高齢者といった違う世代どうしの交流がないこと”が66%台、“カ. 災害時にお互いを支え合えるかという問題”は63.4%となっており、それぞれ6割台を占めて高くなっています。



#### (2) 【問10】地域活動（ボランティア活動）への参加状況

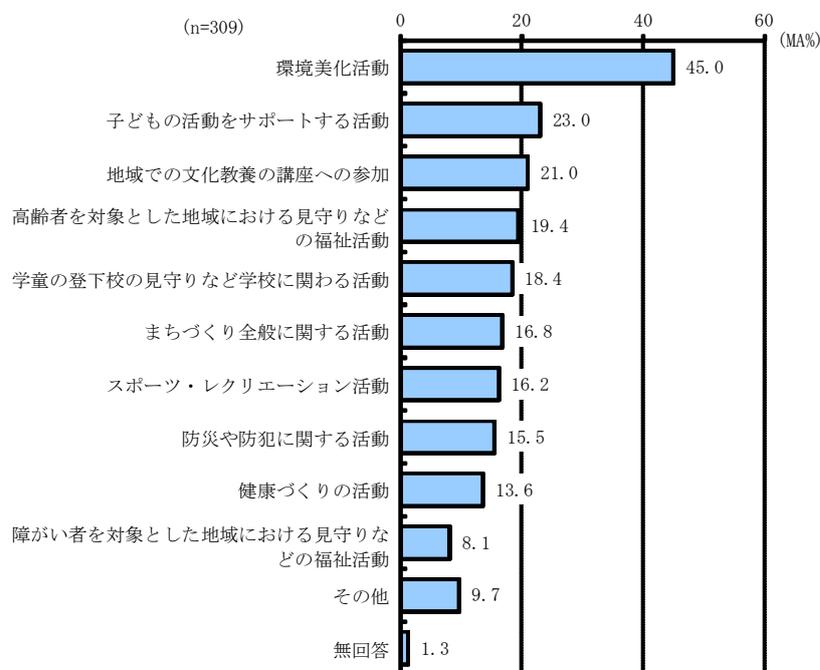
地域活動への参加状況では、「参加している」が15.3%となっており、「参加していない」は82.8%となっています。



### (3) 地域活動の参加状況

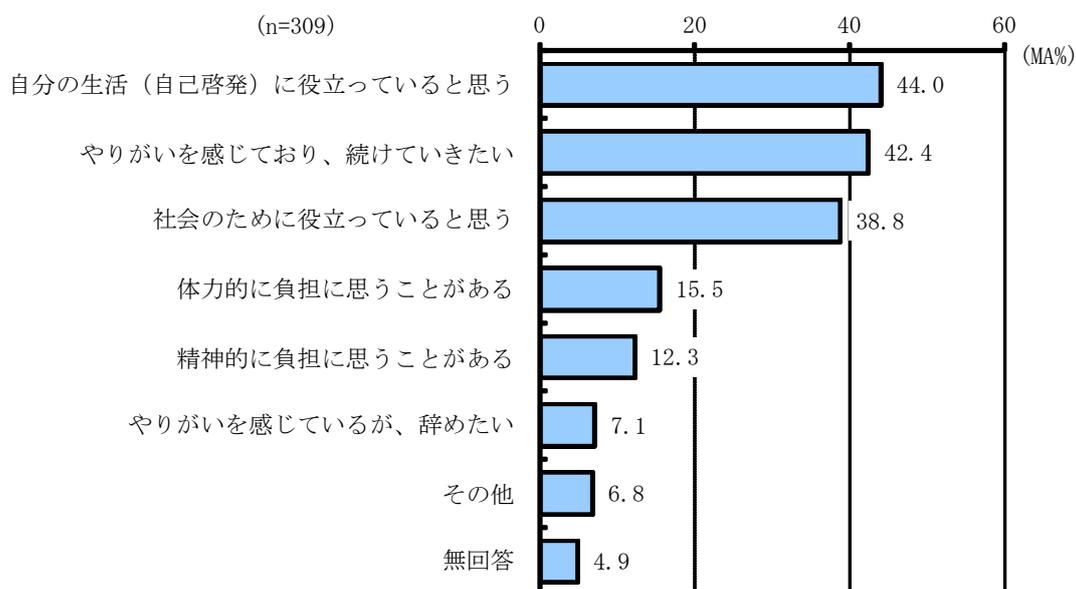
#### 【問10-1①】 地域活動の種類

地域活動に参加していると回答した人に、その活動の種類をたずねると、「環境美化活動」が45.0%で最も多く、次いで「子どもの活動をサポートする活動」が23.0%、「地域での文化教養の講座への参加」が21.0%、「高齢者を対象とした地域における見守りなどの福祉活動」が19.4%、「学校の登下校の見守りなど学校に関わる活動」が18.4%と続いています。



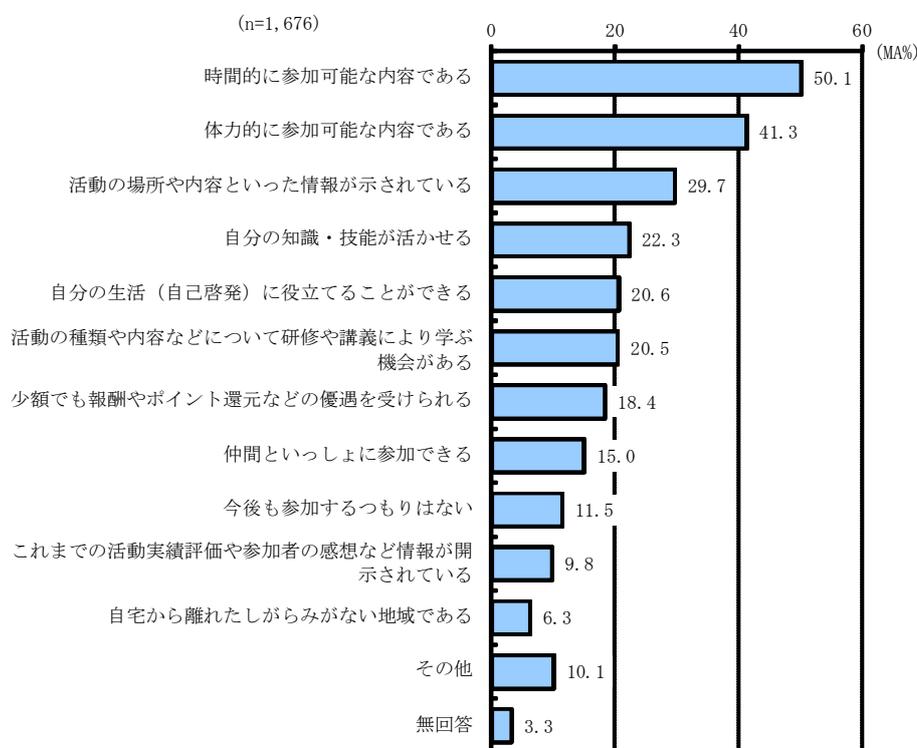
#### 【問10-1②】 地域活動の参加の感想

地域活動に参加していると回答した人に、感想をたずねると、「自分の生活（自己啓発）に役立っていると思う」が44.0%で最も多く、次いで「やりがいを感じており、続けていきたい」が42.4%、「社会のために役立っていると思う」が38.8%と続いています。



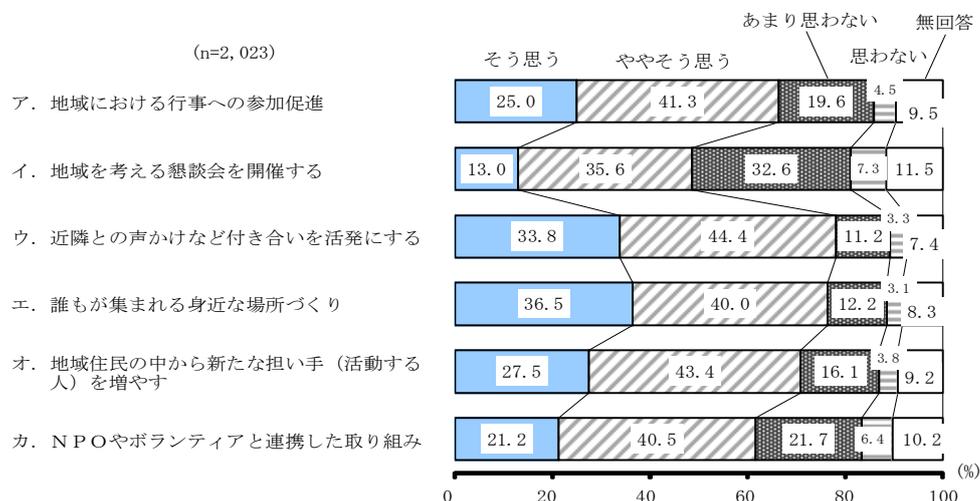
#### (4) 【問10-2】地域活動への参加条件

地域活動に参加していないと回答した人に、参加条件をたずねると、「時間的に参加可能な内容である」が50.1%で最も多く、次いで「体力的に参加可能な内容である」が41.3%、「活動の場所や内容といった情報が示されている」が29.7%と続いています。



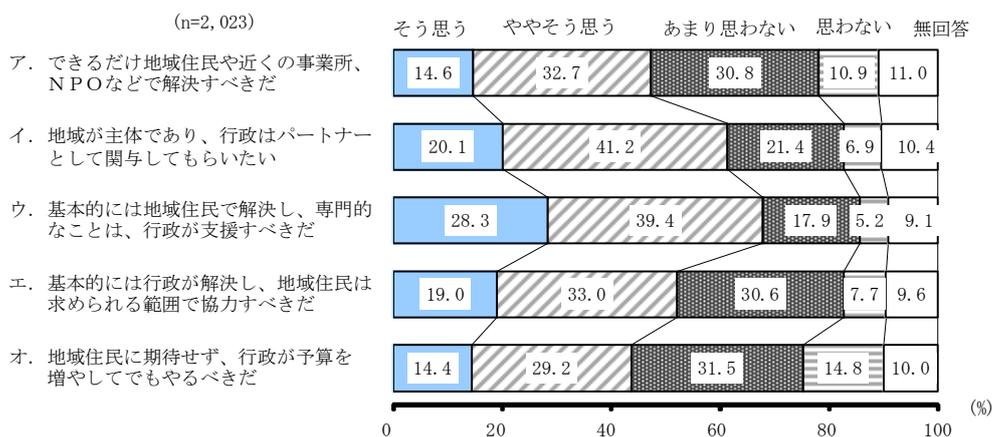
#### (5) 【問11】地域活動を活発にするために必要なこと

地域活動を活発にするために必要なことについての質問では、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『そう思う』割合では、“ウ. 近隣との声かけなど付き合いを活発にする”（78.2%）や“エ. 誰もが集まれる身近な場所づくり”（76.5%）、“オ. 地域住民の中から新たな担い手（活動する人）を増やす”（70.9%）が7割台、“ア. 地域における行事への参加促進”（66.3%）と“カ. NPOやボランティアと連携した取り組み”（61.7%）は6割台と、それぞれ過半数を占めています。



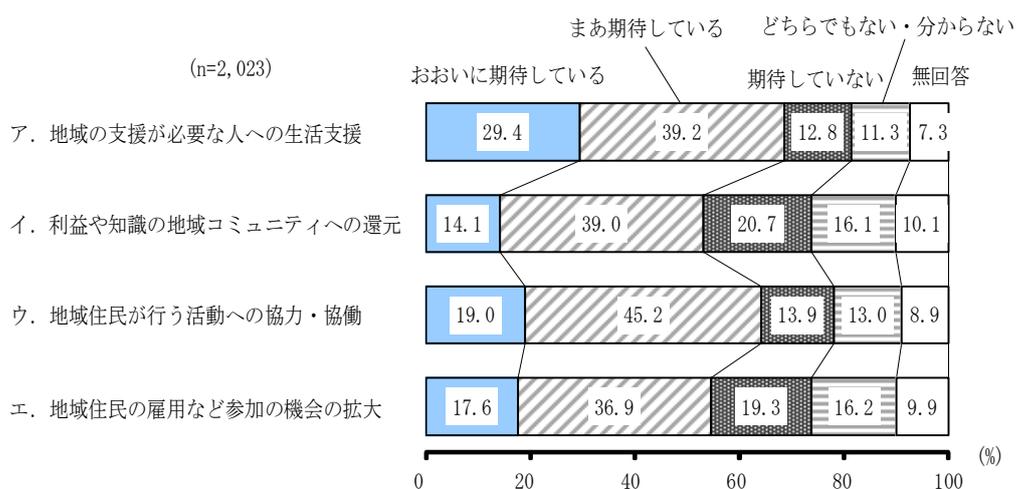
## (6) 【問12】 市民と行政との関係についての考え方

市民と行政との関係についての考え方についての質問では、『そう思う』割合では、“ウ. 基本的には地域住民で解決し、専門的なことは、行政が支援すべきだ”が67.7%で最も高く、次いで“イ. 地域が主体であり、行政はパートナーとして関与してもらいたい”が61.3%、“エ. 基本的には行政が解決し、地域住民は求められる範囲で協力すべきだ”が52.0%と、それぞれ過半数を占めており、“ア. できるだけ地域住民や近くの事業所、NPOなどで解決すべきだ”（47.3%）と“オ. 地域住民に期待せず、行政が予算を増やしてでもやるべきだ”（43.6%）は4割台となっています。



## (7) 【問13】 NPO法人に期待すること

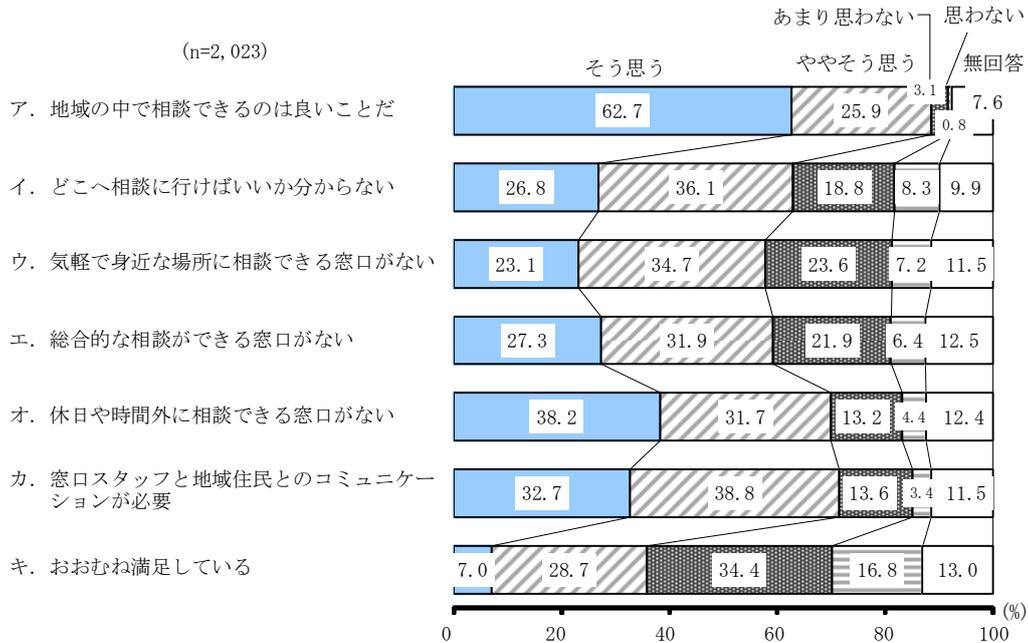
NPO法人に期待することについての質問では、「おおいに期待している」と「まあ期待している」を合わせた『期待している』割合では、“ア. 地域の支援が必要な人への生活支援”が68.6%で最も高く、次いで“ウ. 地域住民が行う活動への協力・協働”が64.2%、“エ. 地域住民の雇用など参加の機会の拡大”が54.5%、“イ. 利益や知識の地域コミュニティへの還元”は53.1%と、それぞれ過半数を占めています。



#### 4. 福祉施策やサービスについて

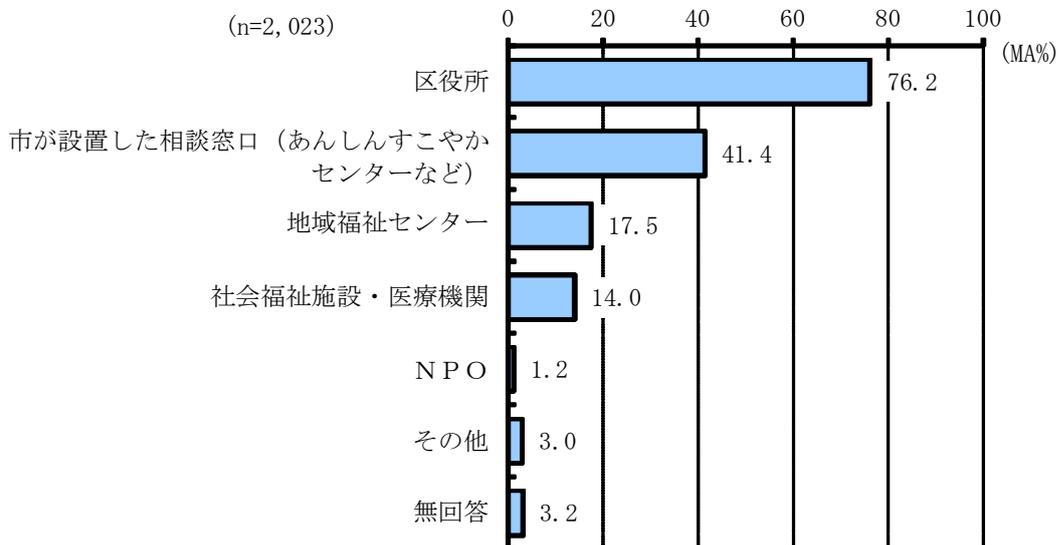
##### (1) 【問14】市の相談窓口に対する考え方

市の相談窓口に対する考え方についての質問では、『そう思う』割合では、“ア. 地域の中で相談できるのは良いことだ”が88.6%で最も高く、次いで“カ. 窓口スタッフと地域住民とのコミュニケーションが必要”が71.5%、“オ. 休日や時間外に相談できる窓口がない”が69.9%、“イ. どこへ相談に行けばいいかわからない”が62.9%、“エ. 総合的な相談ができる窓口がない”が59.2%、“ウ. 気軽に身近な場所に相談できる窓口がない”が57.8%と、それぞれ過半数を占めています。



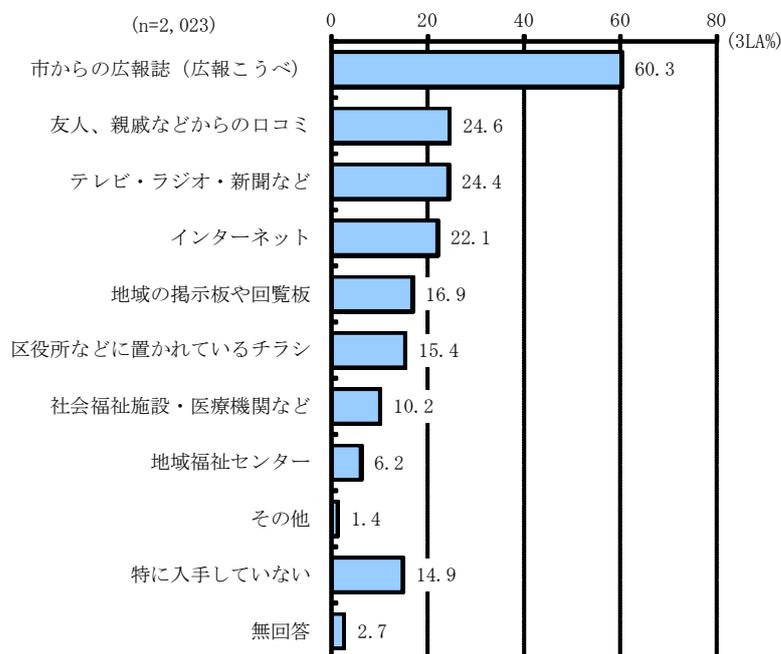
##### (2) 【問15】福祉に関する相談先

福祉に関する相談先では、「区役所」が76.2%で最も多く、次いで「市が設置した相談窓口（あんしんすこやかセンターなど）」が41.4%、「地域福祉センター」が17.5%と続いています。



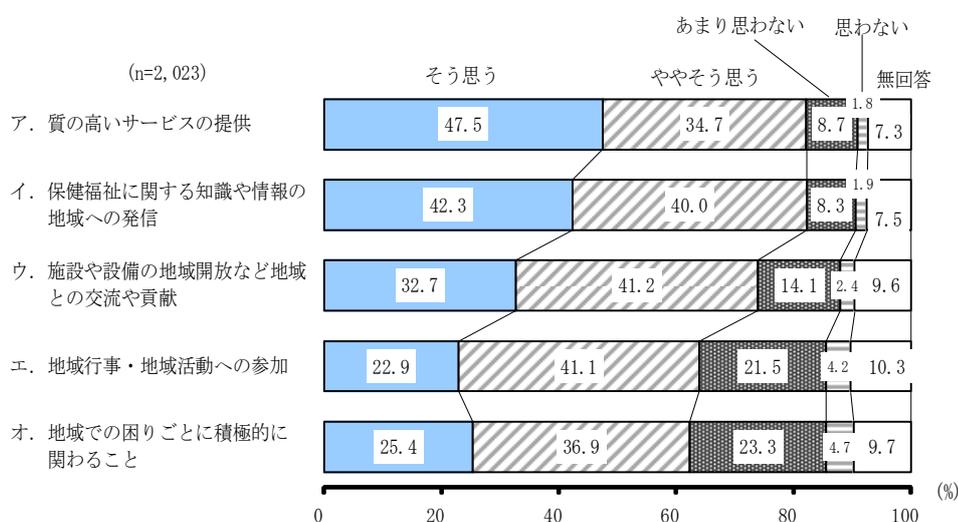
### (3) 【問16】福祉の情報の入手方法

福祉の情報の入手方法では、「市からの広報誌（広報こうべ）」が60.3%で最も多く、次いで「友人、親戚などからの口コミ」が24.6%、「テレビ・ラジオ・新聞など」が24.4%、「インターネット」が22.1%と続いています。



### (4) 【問17】事業者に期待すること

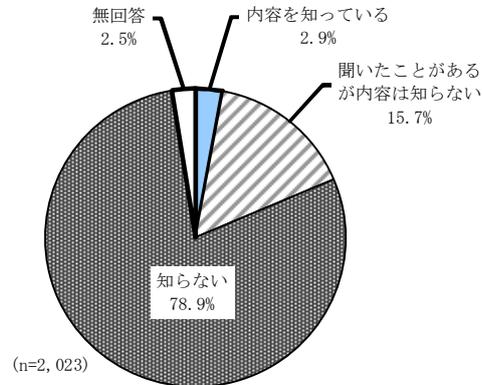
事業者に期待することについて、『そう思う』割合では、“ア. 質の高いサービスの提供”と“イ. 保健福祉に関する知識や情報の地域への発信”が82%台と高くなっており、続いて“ウ. 施設や設備の地域開放など地域との交流や貢献”が73.9%、“エ. 地域行事・地域活動への参加”（64.0%）と“オ. 地域での困りごとに積極的に関わること”（62.3%）は6割台で、それぞれ過半数を占めています。



## 5. 災害時に備えた地域での助け合いについて

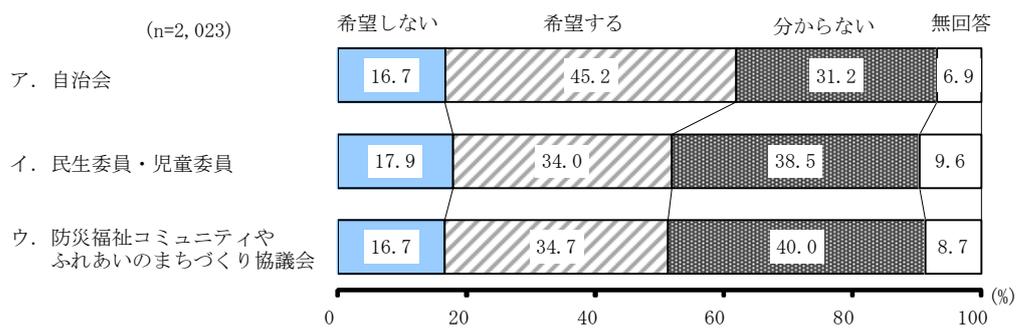
### (1) 【問18】 災害時の要援護者支援の手続きに関する周知度

災害時の要援護者支援の手続きに関する周知度についての質問では、「知らない」が78.9%で最も多く、次いで「聞いたことがあるが内容は知らない」が15.7%、「内容を知っている」は2.9%となっています。



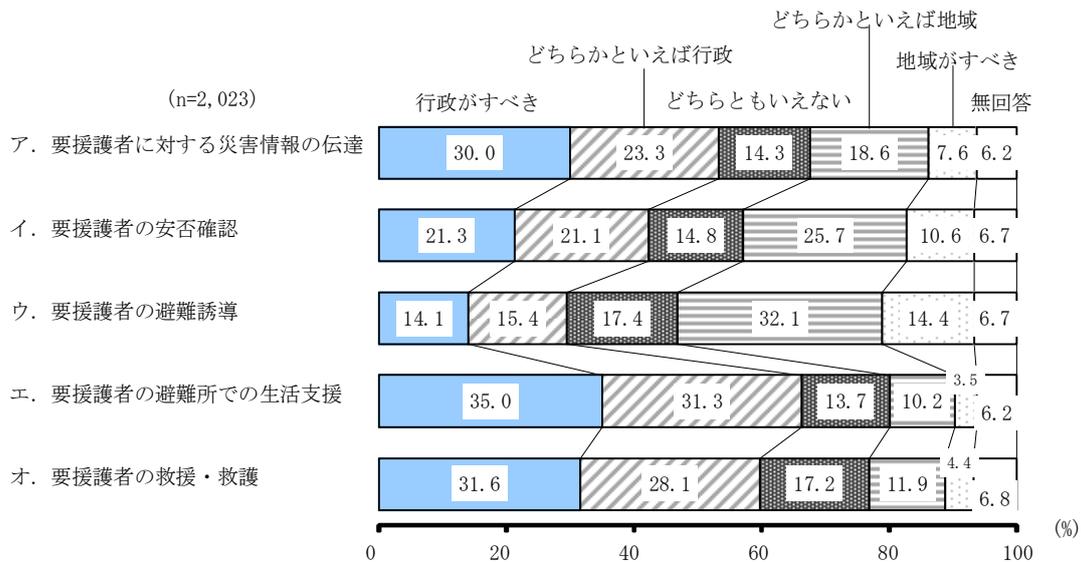
### (2) 【問19】 災害時の家族情報の提供先

災害時の家族情報の提供先についての質問では、「希望する」は、「ア. 自治会」が45.2%で最も高く、「イ. 民生委員・児童委員」(34.0%)と「ウ. 防災福祉コミュニティやふれあいのまちづくり協議会」(34.7%)は34%台となっています。一方、「希望しない」は、各項目で16~17%台となっています。



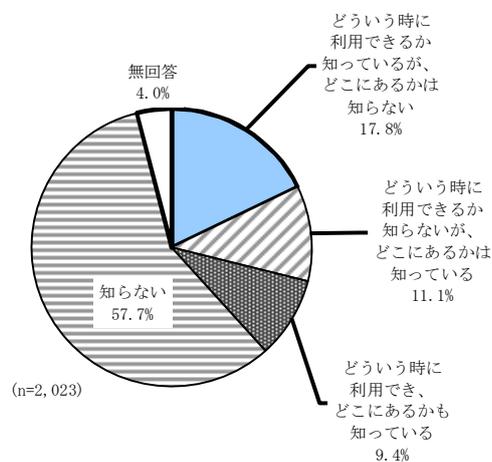
### (3) 【問20】 災害時の役割に対する考え方

災害時の役割に対する考え方についての質問では、「行政がすべき」と「どちらかといえば行政」を合わせた『行政がすべき』割合と、「どちらかといえば地域」と「地域がすべき」を合わせた『地域がすべき』割合を比較すると、『行政がすべき』割合のほうが高い項目は“ア. 要援護者に対する災害情報の伝達”（53.3%），“イ. 要援護者の安否確認”（42.4%），“エ. 要援護者の避難所での生活支援”（66.3%），“オ. 要援護者の救援・救護”（59.7%）となっており、なかでも“エ. 要援護者の避難所での生活支援”が最も高くなっています。一方、『地域がすべき』割合のほうが高い項目は“ウ. 要援護者の避難誘導”（46.5%）となっています。



### (4) 【問21】 福祉避難所の周知度

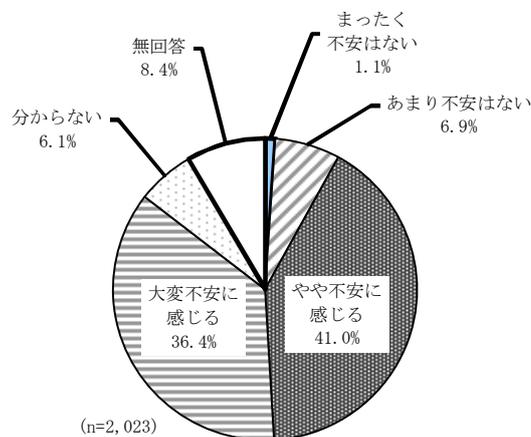
福祉避難所の周知度では、「どういう時に利用でき、どこにあるかも知っている」は9.4%と1割にも満たない結果となりました。また、「どういう時に利用できるか知っているが、どこにあるかは知らない」は17.8%、「どういう時に利用できるか知らないが、どこにあるかは知っている」は11.1%となっており、どういう時に利用できるか知っている割合は27.2%、どこにあるか知っている割合は20.5%となっています。一方、「知らない」は57.7%と高い結果となりました。



## 6. 医療について

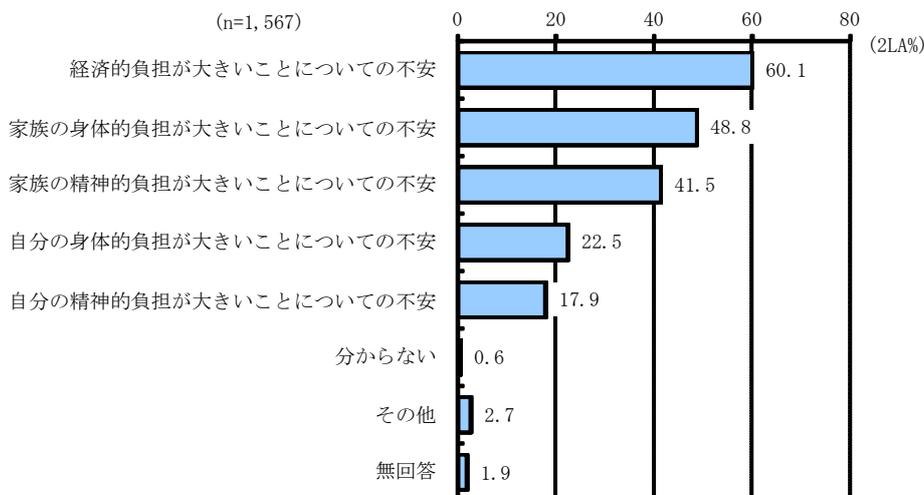
### (1) 【問22】在宅療養への不安の程度

在宅療養への不安の程度についての質問では、「やや不安を感じる」が41.0%で最も多く、次いで「大変不安を感じる」が36.4%となっており、両者を合わせた『不安を感じる』割合は77.4%を占めています。一方、「まったく不安はない」(1.1%)と「あまり不安はない」(6.9%)を合わせた『不安はない』割合は8.0%と1割にも満たない結果となりました。



### (2) 【問22-1】不安の内容

在宅療養に対して不安に感じると回答した人に、その内容をたずねると、「経済的負担が大きいことについての不安」が60.1%で最も多くなっています。これに次いで「家族の身体的負担が大きいことについての不安」が48.8%、「家族に精神的負担が大きいことについての不安」が41.5%と続いており、自分より家族のほうを心配する傾向が高い結果となりました。



## 資料3 市民意見募集の結果

### 1. 意見募集の概要

#### (1) 意見募集期間

平成28年1月18日（月曜）～平成28年2月16日（火曜）

#### (2) 資料の閲覧場所

保健福祉局計画調整課、市政情報室、各区役所まちづくり課又はまちづくり推進課  
及び健康福祉課、北須磨支所、北神出張所、西神中央出張所

※ホームページにも掲載

#### (3) 受付方法

郵送、ファックス、電子メール、持参

### 2. 意見件数

件数 5人、12件

（内訳）

対象	件数
計画全般	-
第1章	-
第2章	1件
第3章	9件
第4章	-
第5章	2件
合計	12件

### 3. 意見への対応

対応方法	件数
付加・修正	7件
実施段階で参考	3件
記載済	2件
合計	12件

## 資料4 策定までの審議・取組み経過

### ○ “こうべ” の市民福祉総合計画 2020 策定までの取組み

		市民福祉調査委員会	WG・小委員会などの開催	関係の取組み
27年	1月	26年度第1回調査委員会の開催 (1/28) 次期計画の趣旨・スケジュール・WG 設置を提案	ワーキンググループ (WG) の設置 〔趣旨〕次期計画の仕組み確立のため、現 在の市民福祉をめぐる課題の点検検証、課 題解決の方向性の検討  第1回 (3/25) ・新たな視点・課題などの庁内整理結果 第2回 (4/27) ・関連施策説明① (子ども・子育て支援事 業計画、ふれあいのまちづくり事業) ・委員からの提案等① 第3回 (5/11) ・関連施策説明② (介護保険事業計画、生 活困窮者自立支援法) ・委員からの提案等② ・コミュニティ施策の方向性に関する提言 について 第4回 (6/1) ・関連施策説明③ (障害福祉施策) ・委員からの提案等③ 第5回 (6/29) ・社会福祉法人制度の見直しについて ・骨子案の検討 第6回 (7/10) ・報告書 (案) 第7回 (7/27) ・報告書 (案)	市民福祉に関する行動・意識調査 の実施 市民5,000人に発送し、 回答 2,023人 (40.5%)
	3月			
	4月			「日常生活上の不安」 「地域とのかかわり・活動」 「福祉施策やサービス」 「災害時に備えた地域での 助け合い」 「医療」等について、アンケ ート調査を実施
	6月			<方向性> 「地域福祉基盤の醸成」 ①フォーマルサービスの安定的 供給 ②市民の能動的参画の促進 ③プラットフォームの必要性 ④「しごと」と生活の安定
	7月			<素案構成> ①市民が安全に安心して暮ら せるための確かな土壌 ～フォーマルサービスの安定的 供給～ ②市民が地域福祉の主役にな るために ～市民の能動的参画の促進～ ③市民が多様な主体とともに 課題を解決する仕組みづく り ～地域福祉のプラットフォーム の構築～ ④市民が地域社会でいきがい を感じるために ～「しごと」と生活の安定～ に沿った具体的取組みを提案
	9月	27年度第1回調査委員会の開催 (9/14) WG報告 行動・意識調査の結果報告	小委員会の設置 〔趣旨〕前計画の検証・評価を行うととも に、次期計画の素案の検討  第1回 (9/4) ・前計画の検証・評価① ・WG報告 ・行動・意識調査の結果報告 第2回 (10/26) ・前計画の検証・評価② ・素案の検討 第3回 (12/7) ・素案の検討	
	10月			
	12月	27年度第2回調査委員会の開催 (12/21) 素案の報告・審議		
28年	1月			パブリックコメント (1月18日～2月16日まで)
	3月	27年度第3回調査委員会の開催 (2/19) 計画案の報告・審議		3月 計画公表

○ 市民福祉調査委員会の審議経過

開催年月日	審議事項等
平成 27 年 1 月 28 日 (平成 26 年度第 1 回)	“こうべ”の市民福祉総合計画 2015 の検証・評価について 市民福祉に関する行動・意識調査の実施について コミュニティ施策の方向性について 次期市民福祉総合計画の策定について
平成 27 年 9 月 14 日 (平成 27 年度第 1 回)	市民福祉に関する行動・意識調査の実施結果について 次期市民福祉総合計画の策定に向けたワーキンググループ報告について 次期市民福祉総合計画の策定について
平成 27 年 12 月 21 日 (平成 27 年度第 2 回)	“こうべ”の市民福祉総合計画 2015 の検証・評価について 次期市民福祉総合計画の素案について
平成 28 年 2 月 19 日 (平成 27 年度第 3 回)	次期市民福祉総合計画案について

○ ワーキンググループの審議経過

開催年月日	審議事項等
平成 27 年 3 月 25 日 (第 1 回)	ワーキンググループの設置趣旨 計画策定に向けた検討 (新たな視点・課題などの庁内整理結果)
平成 27 年 4 月 27 日 (第 2 回)	市民福祉関連施策の説明① (子ども・子育て支援事業計画、ふれあいのまちづくり事業) 計画策定に向けた委員からの提案等①
平成 27 年 5 月 11 日 (第 3 回)	市民福祉関連施策の説明② (介護保険事業計画、生活困窮者自立支援法) 計画策定に向けた委員からの提案等② コミュニティ施策の方向性に関する提言について
平成 27 年 6 月 1 日 (第 4 回)	市民福祉関連施策の説明③ (障害福祉施策) 計画策定に向けた委員からの提案等③ 市民福祉に関する行動・意識調査の実施結果について
平成 27 年 6 月 29 日 (第 5 回)	社会福祉法人制度の見直しについて 次期市民福祉総合計画の策定に向けた骨子案の検討
平成 27 年 7 月 10 日 (第 6 回)	次期市民福祉総合計画の策定に向けた骨子 (ワーキンググループ報告) 案の検討
平成 27 年 7 月 27 日 (第 7 回)	次期市民福祉総合計画の策定に向けた骨子 (ワーキンググループ報告) 案のまとめ

○ 市民福祉調査委員会 小委員会の審議経過

開催年月日	審議事項等
平成 26 年 12 月 25 日 (平成 26 年度第 3 回)	“こうべ”の市民福祉総合計画 2015 の検証・評価について 市民福祉に関する行動・意識調査の実施について
平成 27 年 9 月 4 日 (平成 27 年度第 1 回)	“こうべ”の市民福祉総合計画 2015 の検証・評価について 市民福祉に関する行動・意識調査の実施結果について 次期市民福祉総合計画の策定に向けたワーキンググループ報告について 次期市民福祉総合計画の策定について
平成 27 年 10 月 26 日 (平成 27 年度第 2 回)	“こうべ”の市民福祉総合計画 2015 の検証・評価について 次期市民福祉総合計画の素案について
平成 27 年 12 月 7 日 (平成 27 年度第 3 回)	次期市民福祉総合計画の素案について

## 資料5 神戸市市民福祉調査委員会委員名簿

### 市民福祉調査委員会

氏 名

役 職 名

(敬称略・五十音順／◎委員長 ○副委員長)

#### 【学識経験者】

池 山 美代子	精神障害者社会復帰施設連盟理事長
植 戸 貴 子	神戸女子大学健康福祉学部教授
大 和 三 重	関西学院大学人間福祉学部教授
置 塩 隆	神戸市医師会会長
奥 村 比左人	神戸労働者福祉協議会副会長
小野セレスタ摩耶	滋慶医療科学大学院大学専任講師
柏 木 登 起	特定非営利活動法人シミンズシーズ代表理事
黒 川 恭 眞	神戸市社会福祉協議会施設部会部会長（神戸市保育園連盟理事長）
桜 間 裕 章	神戸新聞社論説委員長
佐々木 利 雄	神戸市自治会連絡協議会副会長・事務局長
○ 澤 村 誠 志	兵庫県立総合リハビリテーションセンター名誉院長
高 島 章 光	兵庫県弁護士会弁護士
高 田 哲	神戸大学大学院保健学研究科長
高 田 實	神戸市民生委員児童委員協議会理事長
玉 田 はる代	神戸市婦人団体協議会会長
辻 幸 志	特定非営利活動法人こうべユースネット理事長
中 野 則 子	兵庫県看護協会会長
◎ 新 野 幸次郎	神戸都市問題研究所理事長
服 部 祥 子	頌栄短期大学学長
牧 里 毎 治	関西学院大学人間福祉学部教授
松 井 年 孝	神戸市社会福祉協議会施設部会副部会長（神戸市老人福祉施設連盟理事長）
松 原 一 郎	関西大学社会学部教授
安 田 義 秀	神戸商工会議所常務理事・事務局長
山 添 令 子	生活協同組合コープこうべ常務理事
( 井 口 久美子	特定非営利活動法人社会還元センターグループわ理事)
( 江 本 幸 仁	神戸新聞厚生事業団理事長)
( 奥 谷 勝 彦	神戸市商工団体総連合会会長)
( 門 野 隆 弘	神戸新聞社論説副委員長)
( 北 川 学	神戸市労働組合連合会書記長)
( 斉 藤 弥 生	大阪大学大学院人間科学研究科教授)

- ( 鈴 木 洋 子 兵庫県建築士会評議員)
- ( 田 尻 陽 一 日本労働組合総連合会兵庫県連合会神戸地域協議会副議長)
- ( 津 田 英 二 神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授)
- ( 長 尾 卓 夫 兵庫県精神科病院協会会長)
- ( 中 山 貴 之 兵庫県社会福祉士会副会長)
- ( 速 水 順一郎 兵庫県青少年団体連絡協議会会長)
- ( 板 東 慧 国際経済労働研究所会長)
- ( 藤 田 尚 宏 神戸青年会議所副理事長)
- ( 前 田 潔 神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授)

**【市会議員】**

- 諫 山 大 介 市会議員
- 今 井 まさこ 市会議員
- 植 中 雅 子 市会議員
- 軒 原 順 子 市会議員
- 藤 原 武 光 市会議員
- 山 本 のりかず 市会議員
- ( 味 口 としゆき 市会議員)
- ( 梅 田 幸 広 市会議員)
- ( 崎 元 祐 治 市会議員)
- ( 橋 本 健 市会議員)
- ( 向 井 道 尋 市会議員)

平成 28 年 2 月 1 日現在

( ) 内は前任者 役職は平成 27 年 1 月 28 日時点

市民福祉調査委員会小委員会（平成 27 年度）

氏 名	役 職 名
	（敬称略・五十音順／◎会長 ○副会長）
柏 木 登 起	特定非営利活動法人シミズシーズ代表理事
木 田 聖 子	株式会社チャイルドハート代表取締役
玉 田 はる代	神戸市婦人団体協議会会長
中 村 順 子	特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター 神戸理事長
西 垣 千 春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授
野 田 和 恵	神戸大学大学院保健学研究科准教授
橋 川 健 祐	関西学院大学人間福祉学部助手
◎ 松 原 一 郎	関西大学社会学部教授
森 貞 拓 郎	神戸市社会福祉協議会福祉部地域福祉課長
○ 山 添 令 子	生活協同組合コープこうべ常務理事
吉 岡 洋 子	頌栄短期大学保育科准教授

市民福祉調査委員会ワーキンググループ

氏 名	役 職 名
	（敬称略・五十音順／○座長）
柏 木 登 起	特定非営利活動法人シミズシーズ代表理事
西 垣 千 春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授
橋 川 健 祐	関西学院大学人間福祉学部助手
○ 松 原 一 郎	関西大学社会学部教授
森 貞 拓 郎	神戸市社会福祉協議会福祉部地域福祉課長
山 添 令 子	生活協同組合コープこうべ常務理事
吉 岡 洋 子	頌栄短期大学保育科准教授

## 資料6 用語解説

### 《あ行》

あんしんすこやかセンター  
(地域包括支援センター)

本市が設置する高齢者の介護や見守り等に関する総合相談窓口であり、高齢者が住みなれた地域で継続して生活できるよう包括的な支援が行われる地域包括ケアシステムを構築するための中核的機関である。本市では、社会福祉士、保健師又は看護師、主任ケアマネジャーに加え地域支え合い推進員を配置し、高齢者への支援を行っている。

あんしんすこやかルーム

高齢化率の高い大規模な災害復興公営住宅等に設置している高齢者の自立を支援する拠点。見守り推進員が地域と連携した見守り活動やコミュニティづくり支援、介護予防の推進などを行っている。

インクルーシブ教育システム構築

すべての子どもがともに学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。

### 《か行》

協議体

生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、地域団体やボランティア、地域のNPO、社会福祉法人、民間企業等多様なサービス提供主体が参加し、定期的な情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進するために設置する場。

グループホーム  
(共同生活援助)

「障害者総合支援法」による訓練等給付の一つ。夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談・入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活の援助を行うサービス。

健康こうべ21 市民推進員

自分の健康づくりにとどまらず、家族や仲間、地域の健康づくりに関心をもち、市民の健康づくりに積極的に取り組む、市に登録された人のこと。

権利擁護

日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な人の権利を本人に代わり保護すること。

こうべ安心サポートセンター

認知症や知的障がい者・精神障がい者など判断能力が不十分な人に対し、権利擁護相談、福祉サービス利用援助事業等を行う総合相談窓口。神戸市社会福祉協議会が実施している。

神戸市成年後見支援センター

市民後見人の養成研修を実施し、研修を修了した市民が地域で後見活動を行うことを支援するとともに、制度利用に関する相談や広報・啓発等を行う機関。平成 23 年に開設。

神戸G-Pネットワーク

うつ病の初期段階は身体的な症状が出現し、かかりつけ医を受診する人が多いと言われていることから、うつ病治療を行う登録かかりつけ医において、うつ病の早期探知を行うとともに、必要に応じ専門医を紹介することにより、自殺予防につなげようとする神戸市独自の医療連携システムのこと。（「G-P」は、「Generalist」（一般医）と「Psychiatrist」（精神科医）の頭文字をとったもの）

神戸市民の福祉をまもる条例  
（市民福祉条例）

昭和 52 年 1 月に制定。福祉のあるべき姿を「市民福祉」としてとらえ、その対象を高齢者、障がい者、子どもなどの限られた市民からすべての市民に広げ、健康、所得、労働、教育、住宅など生活の基礎的条件を安定的に確保していくことを目的とした条例。

コミュニティビジネス

地域の課題を、事業性のある手法を用いて解決する活動を指す。福祉、子育て、教育、まちおこしなど多様化するニーズに対してきめ細やかなサービスを地域住民やNPO等が担う。

《さ行》

災害時要援護者

高齢者、障がい者など、災害時に自力では迅速な避難行動をとることやその後の避難生活が困難であるため、特に配慮及び援護を必要とする人々。

在宅医療・介護連携支援センター  
（仮称）

医療・介護関係者からの相談受付や他職種連携会議の開催等を実施することにより、在宅医療と介護の連携支援を中心的に担う組織。

CSR・CSV

CSR：Corporate Social Responsibility の略。「企業の社会的責任」と一般的には訳される。人権尊重、コンプライアンス（法令の遵守）、環境対策、社会貢献などを要素とする。CSV：Creating Shared Value の略。「共有価値の創造の取組み」と一般的には訳される。企業が本業を通じて社会的な価値をつくっていくという取組み。

自助・共助・公助

地域において一人ひとりが互いに支えあっていくこと。多様な福祉ニーズに対応していくためには、個々人の力（自助）だけでも公的制度（公助）だけでも十分に対応することは難しい状況にある。自助を基本として、地域の支えあい（共助）と公的制度（公助）の安定的な運営が両輪となって機能して、質の高い生活が確保される。なお、地域や会社の中における支えあいを「互助」とよぶ場合もあるが、本計画では「共助」に含んでいる。

市民後見人

成年後見制度において、裁判所が選任した専門職以外の第三者後見

	<p>人のこと。親族後見の割合が年々低下しており、弁護士などの専門職の第三者後見人の受任者不足が見込まれている。そこで、市民が後見人として必要な知識を身につけるための研修を実施し、第三者後見人として確保しようという取組みが始まっている。</p>
障害者地域生活支援センター	<p>地域における相談支援の拠点。地域において障がい者とその家族及び介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等のサービスを行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援を実施している。</p>
シルバーカレッジ	<p>「出会いと学びの3年間、新たな人生への展望を」をテーマに、豊富な経験をもとに、自らの可能性を拓き、平和でこころ豊かな共生社会の創造のために社会に貢献することを目指して学びあう生涯学習の場で、北区の「しあわせの村」内にある。</p>
すまいるネット（神戸市すまいとまの安心支援センター）	<p>契約や工事など住まいに関するあらゆる相談・トラブル等へのアドバイス、住み替え・住まい探しのための情報提供、各種市民向けセミナーの開催や住教育支援等の啓発、市民・専門家・事業者間のネットワークづくりなど様々な機能をあわせもった住まいに関する総合支援の拠点。愛称は「すまいるネット」。平成12年に神戸市が開設した。</p>
生活援助員（LSA）	<p>シルバーハウジングに居住している高齢者に対し、生活相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応やコミュニティづくりなどのサービスを行うために、社会福祉施設等から派遣されている者（ライフサポートアドバイザー）のこと。</p>
成年後見制度	<p>認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断することが十分でない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。</p>
セーフティネット	<p>「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。</p>
セルフネグレクト	<p>食事をとらなかつたり、医療を拒否するなど、人が通常の生活を行う上での必要な行動への意欲・能力を失い、自分自身の健康や安全を損なってしまうこと。その結果、家族や周囲から孤立したり、孤独死に至るケースもある。</p>
〈た行〉	
地域協議会	<p>社会福祉法人制度の見直しの中で、社会福祉法人が「地域における公益的な取組み」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズが適切に反映されるよう、地域協議会を開催することが適当である、と厚生労働省の社会保障審議会の中で示されたもの。地域における</p>

	福祉ニーズの把握、実施体制の調整、実施状況の確認などが機能としてあげられている。
地域支え合い推進員	平成 26 年度まであんしんすこやかセンターに配置されていた「見守り推進員」から移行されたもので、区・区社会福祉協議会等と連携しながら、地域住民間で見守り支え合える地域づくりを支援する。
地域福祉センター	概ね小学校区ごとに整備され、「ふれあいのまちづくり協議会」（地域住民の自主組織）が運営する、地域福祉活動の拠点となる施設。
地域福祉ネットワークカー	既存の制度やサービスでは解決が困難な制度の狭間や複合化した福祉課題について、地域住民や専門機関と一緒にになって解決に向けたネットワークづくりを推進する役割を担う専門職として、平成 23 年度から区社会福祉協議会に配置されてきた。他都市ではコミュニティソーシャルワーカー（CSW）と呼ばれる場合もある。
地域包括ケアシステム	高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されることにより、包括的・継続的な支援を行う体制のこと。
地産地育	地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費する取組みを指す「地産地消」という表現を、地域の人がある地域のために「しごと」を得て活動することにより地域の人材も「育つ」との思いを込めて用いた表現。
中間的就労	「生活困窮者自立支援法」に基づく就労訓練事業のこと。一般就労（一般労働市場における自律的な労働）と、いわゆる福祉的就労との間に位置する就労の形態として位置づけられるもの。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者からふるわれる暴力のこと。身体・経済・社会的に優位な立場の者が、パートナーをコントロールするためにふるう暴力で、被害者の尊厳を踏みしめる人権侵害である。
《な行》	
ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も高齢者も若者もすべての人々が、地域社会の中で、普通に生活できる社会こそ望ましい社会であるとし、すべての人がともに生きる社会を目指そうとする考え方。
《は行》	
フォーマルサービス、インフォーマルサービス	フォーマルサービス：公的機関等が法律や制度に基づいて提供するサービス。インフォーマルサービス：制度に基づく福祉サービスと

福祉サービス利用援助事業	<p>は別に、地域で各種団体などによって提供されている福祉サービス。</p> <p>判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障がい者を対象に、本人との契約により、福祉サービスの情報提供や日常的な金銭管理サービスを行う事業で、神戸市社会福祉協議会が実施している。</p>
福祉避難所・福祉避難室	<p>福祉避難所とは、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する人々のために市が二次的に開設する避難所。福祉避難室は、一般の避難所内において、災害時要援護者の利用を想定して確保されたスペース。</p>
ふれあいのまちづくり協議会	<p>高齢者、障がい者、子どもなど地域のすべての人々が、あたたかいふれあいのなかで暮らせるまちづくりを目指し、「地域福祉センター」を拠点に福祉活動や地域活動を行っている団体。自治会、民生委員児童委員協議会、婦人会、老人クラブ、子ども会、ボランティア等により概ね小学校区ごとに結成している。</p>
《ま行》	
マイノリティ	<p>社会的少数者のこと。コミュニケーション上の課題を抱える外国人や性的少数者など。</p>
《や行》	
友愛訪問グループ	<p>ひとり暮らしの高齢者が地域で安心してしあわせな暮らしができるように見守るとともに、近隣社会のあたたかい友愛精神を育てる奉仕活動を行うボランティアグループ。ひとり暮らし高齢者などを訪問して、安否確認、話し相手となるなどの活動を行う。</p>
ユニバーサルデザイン	<p>「みんなにやさしいデザイン」のことで、年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方。</p>
《ら行》	
ローカルガバナンス	<p>自分の暮らす地域で起こる問題を、みんなが自分の事として受け止め、市民・事業者・行政がともに協力し合って考え、決定し、取り組んでいくという考え方のこと。</p>
《わ行》	
ワーク・ライフ・バランス	<p>一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。</p>

